

# 平成26年第2回安城市議会定例会請願文書表

平成26年6月6日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平成26年5月27日
件 名	安城市自治基本条例改正に関する議論を求める請願		
提 出 者	林 大二郎		
紹介議員	白 山 松 美		
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>安城市自治基本条例第9条には「市民の責務」として「市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任も持ちます」、「市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します」などの規定があります。</p> <p>しかし、安城市多文化共生プラン策定委員会のように、市民参加による委員会は結局、最初から実現したい政治的要求があって企画され、その要求実現のための準備と人選を市や「特別市民」（最初から実現したい具体的な政治的欲求があり、そのための知識も経験も備えた市民）たちが行い、その後は「特別市民」たちが主催者や有識者として委員会を主導して予定通りに決定していくという、市民参加という言葉を隠れみのに公正さを装った「私欲実現の場」なのです。</p> <p>これは多文化共生プラン策定委員会に限らず、自治基本条例に基づく市民参加によってなされる施策決定プロセスの全てに共通する構造であると考えられます。</p> <p>特定の政治的要求をもつ者たちが主導する以上、そこに公共性など求められるはずがありません。「一般的市民」であるところの公募市民は、市民参加の結論に「民意」のお墨付きを与えるための添え物であって、彼らに、準備された議論の流れや専門家の意見に逆らっても安城市全体のための公論を行うような自覚や責任感を期待できるものではありません。</p> <p>私は、公募に応じた「一般的市民」の無知・無責任・無自覚を責めているわけではありません。普段はそれぞれの生活を営んでいる普通の人々なのですからそれが当たり前なのであって、大学教授や市民団体・NPOの専門家といった権威に対して異議を唱え、自説を主張できる「一般的市民」など滅多にいるものではないのです。</p> <p>安城市で現実に行き始めている、私利私欲達成の手段と化し、公正さの歪められた、自治基本条例に基づく市民参加による施策決定プロセスの現状は、改められなければいけません。</p>		

要  
旨

市民の意見の多い少ない、声の大きい小さいで施策の是非を判断するのが正しいのなら、世論調査やアンケートをその都度繰り返せば良いのであって、議会など必要ないでしょう。

議員と議会が尊いのは、厳粛な選挙で選ばれた存在であるという、その公共性の故なのではないでしょうか。

公の立場にあるからこそ、議員と議会は崇高な存在なのではないでしょうか。

市民の意見を聞くなど言っているのではありません。市民の意見は大いに聞いた上で、公の立場で議論し、熟慮し、責任をもって決定するのが政治の役割、議会の役割ではないのですか、と僭越ながら私は問うているのです。公の立場に立って議論をすることは、安城市における選挙を経てその公共性を職権（パワー）の源としている、皆様方議員にしかできないのです。

「市民」は結局のところは公益よりも私益を優先する私人なのであって、公募に応じることで私人が公人になれるなどという根拠はどこを探してもないのです。

住民の負託を受けることのできる唯一の公的存在である議会の健全性こそが、市政の健全性をつくるのです。ですから、安城市自治基本条例が定めているような、「最高規範性」、「市への義務や負担の異なる住民・通勤者・外国人・個人・団体と一緒に市民として扱う」、「市民の市政への直接参画とそれを市長や議会が無制限に尊重する」、「住民投票結果を無制限に尊重する」などの、議会の公正と自由な意思決定を制限しかねない規定は存在してはいけません。

またいうまでもなく、議会の意思決定の自由が不当に制限されることは、私たち有権者の権利が損なわれることでもあります。

議会は、法と有権者の負託以外に制限されてはならないのです。市民参加の意見はひとつの意見として扱い、それが議会の議決や市長の判断を超えるような権力となることがないように、安城市自治基本条例改正の議論を行っていただきますよう要望いたします。

### 請願事項

法と有権者の負託以外に議会の意思決定が制限されないよう、安城市自治基本条例を改正する議論を議会において行ってください。